榴岡公園整備・管理運営事業者募集事業 公募設置等指針に係る質問の回答

NO.	質問対象	質問内容	回答
1	公募設置等指針P.17	公園全体におけるソフト事業実施について、使用料が発生す	本事業のソフト事業において、仙台市都市公園条例第三条
	(2) ⑥	る条件を教えてほしい。	に掲げる行為を行う場合には、本市の行為許可及び使用料
		(ex. 営利目的であれば発生、必要経費分の収入を見込む程	の支払いが必要となります。ただし、公募対象公園施設に
		度は不要、等)	係る設置許可及び特定公園施設に係る管理許可を取得した
		また発生する場合の算定根拠も併せて教えてほしい。	範囲においては、本市の行為許可及び使用料の支払いは不
			要となります。
			また、行為許可に伴う使用料は、仙台市都市公園条例施行
			規則第七条第1項に基づき、算出を行うものとなります。
2	基本協定書(案)P.7	公募公園対象施設の原状復旧(解体)の際、特定公園施設と	原状復旧にあたり、特定公園施設の一部解体が必要な場合
	第41条	接していて干渉する場合一部解体する必要が出てくるが、そ	は、認定計画提出者の負担で解体・復旧を実施して頂きま
		の部分の解体・復旧費用についてはどのような取扱いになる	す。
		か。	
3	公募設置等指針 P. 19	自己都合による辞退はできない旨記載があるが、選定後、さ	基本協定書(案)第81条、第82条及び第84条のとおり
	(5)	らには基本協定締結後にやむを得ず辞退する場合はどのよう	です。
		な扱いになるか。※基本協定書(案)第81条にて事業開始	
		後の基本協定解除については記載有り。	
4	公募設置等指針 P. 16	敷地造成は市で実施いただくとあるが、造成後のレベル設定	公募設置等指針 P16「6.(1)必要となる工事の役割・
	6. (1) ①	は選定された計画内容に基づいて仕上りレベルを調整しても	負担区分」に記載の工事においては、現況の地盤高と同程
		らえるか。	度の仕上りレベルを想定しており、それ以上の調整が必要
			な場合は、本市と協議を行うものとなります。

NO.	質問対象	質問内容	回答
5	公募設置等指針 P. 31	選定後、地盤調査が行われた後に地盤状況により地盤改良や	地盤調査及び杭工事については、認定計画提出者により実
	表-7	杭工事が必要になった場合、費用負担の協議は可能か。また	施していただきます。地盤調査の結果により、公募設置等
		地盤調査はどちらの負担となるか。	指針 P31「表-7 リスク分担」に記載の地質障害や地中障
			害物が判明し、地盤改良が必要となった場合は、本市にお
			いて対応いたします。
6	公募設置等指針 P. 31	土壌汚染に係る調査費用及び発見された場合の是正費用は市	お見込みの通りです。
	表-7	負担という認識でよいか。	
7	公募設置等指針 P. 31	工事の前段階の調査業務についてはどの段階で実施となる	地盤調査は公募対象公園施設の設計段階において、認定計
	表-7	か。(地盤調査、土壌汚染調査)	画提出者により実施していただきます。土壌汚染調査が必
			要となる場合は、公募設置等指針 P16「6. (1) 必要と
			なる工事の役割・負担区分」に記載の工事の設計段階にお
			いて、本市が実施します。
8	公募設置等指針 P. 17	電話・通信工事について、敷地までのルートが電気引込ルー	本市において電話・通信工事に係る空配管を整備すること
		トと同じ場合、空配管を市にて整備していただくことは可能	はできませんが、認定計画提出者が整備する電話・通信工
		か。 もしくは、既存の空配管があれば利用することは可能	事に係る空配管が本市にて整備する電線管に隣接する場合
		か。既存の空配管がある場合、既存図面で資料提示をお願い	は、土工(掘削及び埋戻し)を本市と協議のうえ調整を行
		します。	うことが可能です。また、電話・通信ケーブル敷設のため
			に利用可能な既存の空配管はありません。
9	公募設置等指針 P.9	夜間照明について、既存の外灯と仕様を合わせる必要はあり	夜間照明については、既存の照明と仕様を合わせる必要は
		ますでしょうか。(照度や色温度等) その場合、外灯仕様が	ありませんが、必要に応じて既存の灯具の資料をご提供す
		分かる資料を頂けないか。	ることが可能です。
10	公募設置等指針 P.6	既存の外灯について、配置の都合上撤去が必要となる場合は	お見込みの通りです。なお、公募設置等指針 P16「6.
		市の費用負担でよいか。	(1) 必要となる工事の役割・負担区分」に記載の工事に
			おいて対応することになります。